

枚方市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年7月11日

枚方市

監査委員	勝山武彦
監査委員	久野邦広
監査委員	前田富枝
監査委員	榊田義則

記

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市農業委員会会長 高橋利坦

平成24年6月29日付け枚農委第425号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成24年6月29日

3. 監査の結果に関する報告

平成24年5月1日付け枚監査第24号

「定期監査の結果について」

4. 講じた措置の内容

指摘・改善事項（概要）及び措置内容

《農業委員会事務局》

○農地法の一部改正に伴う現状について

農地の減少を食い止め、農地の有効活用を図る趣旨で、平成21年12月に農地法の一部改正が行われ、新たな農業委員会の役割が位置付けられた。

この中で、毎年1回の農地の利用状況調査と日常的な把握及びこれに基づく遊休農地の是正指導の強化が求められているが、平成22年度末での

大阪府調査に基づく「府下各市の農業委員会の活動状況」では、本市の遊休農地面積や指導状況が把握・報告できていなかった。

その後、関係機関からの取り組み強化の通知などもあったことから、農地パトロールを基本にした利用状況調査により、平成23年度末の遊休農地面積は把握できているとのことであるが、今後は、速やかに利用状況を把握するとともに、システム化をすすめ、調査の結果や指導の内容・経過等を適切に記録・整備するよう指摘する。

(措置内容)

平成24年度の農地の利用状況調査については、5月14日開催の農業委員会総会において「農地パトロール方式を利用した実施要領を定め、実施する」という活動計画を決定し、6月14日開催の委員協議会において、実施時期・実施方法・調査結果の整理等を規定した農地パトロール（利用状況調査）実施要領を定めた。

実施要領に基づき、1回目の農地パトロール（利用状況調査）を7月2日、5日、9日、10日、12日に実施する。その後も9月～11月の農地パトロール月間及び平成25年2月に実施する予定である。また、システム化については、来年度からの活用を目指し、本年度中に紙台帳と資産税データの突合等を終える様作業中である。なお、調査の結果や指導の内容・経過等については、農地基本台帳に記載する。

次年度以降も、実施要領を定め、利用状況調査を実施する。